

会津医療センターニュースレター広告事業実施要領

平成28年3月17日事務局長制定

(目的)

第1条 この要領は、福島県立医科大学会津医療センター広告掲載要綱（平成28年3月17日施行。以下「要綱」という。）第5条から第7条までの規定に基づき、会津医療センター（以下「センター」という。）事務局が発行する「会津医療センターニュースレター」の広告掲載の実施について、必要な事項を定める。

(広告媒体)

第2条 広告媒体の種類、規格等については、次に掲げるとおりとする。

(1) 広告媒体

ア 名 称	会津医療センターニュースレター
イ 規 格	A4型 全4ページ以上
ウ 発行頻度及び部数	年6回以上 各号500部以上
エ その他	センター附属病院内の外来などに配架 会津地域の医療機関などへ送付 センターのホームページにPDFにて掲載

(2) 広告掲載位置等

ア 掲 載 面	1ページ目 最下段 2枠
	最終ページ 最下段 2枠
イ 広告スペース	60mm（縦）× 90mm（横）
ウ 色 数	フルカラー
エ 広告掲載料（1回当たり）	1ページ目 1枠 5,000円
	最終ページ 1枠 2,500円

(広告主の募集、申し込み)

第3条 広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）の募集は、センターが直接広告主を募集する方法により行い、センターのホームページでも掲載して告知する。

2 広告掲載の申し込みは、センター長に対して広告掲載申込書（別記様式）に広告の図案・原稿案を添付し行うものとする。

(広告主の選定)

第4条 広告の募集に応募があった場合は、事務局経営企画室が選定し、要綱第8条に規定する審査に付する。

(契約の締結)

第5条 前条により広告主を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとするが、公立大学法人福島県立医科大学契約細則第38条に該当する場合は契約書の作成を省略することができる。

(広告掲載料の納入)

第6条 広告掲載料は「会津医療センターニュースレター」発行後、請求書に基づき速やかに納入するものとする。

(広告掲載料の還付)

第7条 既に納入された広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、「会津医療センターニュースレター」の配布の中止又は回収を行った場合その他特別な理由があるときは広告掲載料の全部又は一部を還付するものとする。

(広告主の責務)

第8条 広告主は、広告の内容等が、本契約に違反することがないように注意する義務を負うものとする。

2 広告主は、広告の作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている素材、履行方法等を使用するときは、その権利処理を行うとともに、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

3 広告主は、広告掲載により第三者に損害を及ぼしたときは、自らの責任と負担により解決しなければならない。

附 則

この要領は平成28年3月17日から施行する。